

8-2 市町村立小中学校非常勤講師 (初任者研修非常勤講師を除く。)

□ 概説

1. 県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合、市町村教育委員会（組合を含む。以下同じ。）の求めに応じ、非常勤講師を派遣することができる。
 - (1) 免許外教科担任を解消するため、非常勤講師が必要となる場合。（ただし、派遣する学校は原則として6学級以下の学校とする。以下、「免許外教科担任解消非常勤講師」という。）
 - (2) 専門的知識・技能を有する社会人を学校教育に積極的に活用するため、非常勤講師が必要となる場合。（以下、「特別非常勤講師」という。）
 - (3) 小学校高学年の理科、音楽、図画工作、家庭、体育の各教科指導において、専門分野の深い理解と多様な教授技術を活用するため、非常勤講師が必要となる場合。（以下、「小学校専科担当非常勤講師」という。）
 - (4) 基本3教科等で教科等の特性に応じた少人数指導を行い、きめ細かな指導と基礎学力の向上に資するため、非常勤講師が必要となる場合（以下、「少人数指導非常勤講師」という。）
 - (5) 妊娠中の中学校体育担当教員の母性保護及び体育指導の充実を図るため、体育実技を担当する非常勤講師が必要となる場合。（以下、「妊娠体育代替非常勤講師」という。）
2. 派遣された非常勤講師に対して、市町村教育委員会は辞令（別記様式第5号）を交付し市町村立小中学校（組合立小中学校を含む。以下同じ。）への勤務を命ずる。報酬は、県の負担とする。市町村教育委員会は、その者の服務を監督する。
3. 非常勤講師の任免に関することは、教育振興事務所に委任されている。
(教育長の権限の委任に関する規程第3条)

□ 参考

1. 非常勤講師の任用期間
毎年4月1日から翌年3月31日までの範囲内で教育振興事務局長が定める。
2. 非常勤講師の職務
 - ・免許外教科担任解消非常勤講師
原則として6学級以下の中学校において、免許外教科担任を解消するため、当該教科について授業及び関連する指導を行う。
 - ・特別非常勤講師
市町村立小中学校において、社会人として有する専門的知識・技術を生かして、教科の領域の一部及びクラブ活動等の指導を行う。
 - ・小学校専科担当非常勤講師
専門性を生かして、小学校高学年の理科、音楽、図画工作、家庭、体育の各教科について授業及び関連する指導を行う。
※ 理科、音楽、図画工作、家庭、体育の各教科を担当する小学校専科担当非常勤講師については、当該教科の中学校免許所有者（小学校免許を所有していなくてもよい。）
 - ・少人数指導非常勤講師
基本3教科等で教科等の特性に応じた少人数指導を行い、きめ細かな指導を行う。
 - ・妊娠体育代替非常勤講師
妊娠中の中学校体育担当教員の母性保護及び体育指導の充実を図るため、体育実技及び関連する指導を行う。
3. 報酬
 - ・1時間当たりの単価を県教育長が定める。
 - ・月の初日から末日までの勤務実績時間数に基づき計算した合計額を翌月の10日に支給する。
4. 解任
次の各号の一に該当する場合は、市町村教育委員会の内申（別記様式第6号）に基づいて教育振興事務局長がその職を解任することができる。
 - (1) 勤務実績が良くない場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 刑事事件に関して起訴された場合
 - (5) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - (6) 公務員としてふさわしくない非行があった場合
 - (7) 予算の減少その他やむを得ない事由のため当該非常勤講師を置くことができなくなった場合
5. 退職
任用期間満了前に退職しようとするときは、退職願（別記様式第8号）を提出し、学校長の具申（別記様式第9号）及び市町村教育委員会の内申（別記様式第10号）に基づき教育振興事務局長の承認を受けなければならない。
6. 勤務時間
1週間につき30時間未満の範囲内において教育振興事務局長が定める。
勤務時間の割り振りは、勤務する学校の校長が定める。
7. 秘密を守る義務
職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。